

① 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 法人名 ()

別表十一(一) 平二十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

債 務 者	住 所 又 は 所 在 地	1						計
	氏 名 又 は 名 称 (外国政府等の別)	2	()	()	()	()		
個 別 評 価 の 事 由	個 別 評 価 の 事 由	3	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当		
	同 上 の 発 生 時 期	4	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
当 期 繰 入 額	当 期 繰 入 額	5	円	円	円	円	円	
	個 別 評 価 金 銭 債 権 の 額	6						
繰 入 限 度 の 額	(6)のうち5年以内に弁済される金額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7						
	(6)のうち取立て等の見込額	8						
	他の者の保証による取立て等の見込額	9						
	その他による取立て等の見込額	10						
	(8)+(9)+(10)	11						
計 算 限 度 の 額	(6)のうち実質的に債権とみられない 部分の金額	12						
	(6)-(7)-(11)-(12)	13						
繰 入 限 度 超 過 額	令 第 9 6 条 第 1 項 第 1 号 該 当 (13)	14						円
	令 第 9 6 条 第 1 項 第 2 号 該 当 (13)	15						
	令 第 9 6 条 第 1 項 第 3 号 該 当 (13)×50%	16						
	令 第 9 6 条 第 1 項 第 4 号 該 当 (13)×50%	17						
繰 入 限 度 超 過 額 (5)-((14)、(15)、(16)又は(17))	18							
貸 倒 実 績 率 の 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 の 明 細	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 ((6)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の (5)と((14)、(15)、(16)又は(17))のうち少ない金額)	19						
	貸倒れによる前期の個別評価金銭債権の額 (前期の(6))	20						
	前期の損金の額に算入された同上の 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金	21						
	(20)の個別評価金銭債権が売掛 債権等である場合の同上の金額 (前期の(19))	22						
	(22)に係る売掛債権等が当期におい て貸倒れとなった場合のその貸倒れと なった金額	23						
	(22)に係る売掛債権等が当期におい ても個別評価の対象となった場合の その対象となった金額	24						
(23)又は(24)に金額の記載がある 場合の(22)の金額	25							